

どう防ぐ農作業事故 労災補償問題取材した 立場から

日本農業新聞 論説委員長
鈴木祐子

始まりは、匿名さんの投稿から

- ▶ きっかけは、入来院先生から「僕が忘れられない記事なんだ」と教えてもらったこと。「え、そんな投稿ありましたっけ」と私。帰社後、資料室で一斉検索。原稿料の支払いノートをもとに、匿名さんの場所、お名前を特定。彼女に取材を申し込んだ。
 - ▶ 彼女は当時、20代。本当に牛が好きで、飛び込んだ酪農の世界で2回も農作業事故に遭っていた。1回目は北海道の酪農家。「労災保険に入るゆとりがない」として、治療費は最初は払ってもらったが、2回目の治療は1万円を渡して終わり。
 - ▶ 次の事故は、埼玉県の酪農家で。ホースにつまづいて足の関節にひびが入るも「個人が入れる労災保険ってないんだよね」（本当はある）と言われ、泣く泣く自腹。その後、退職した
- 1人でも雇ったら労災保険を。それがまだ現場にも浸透していなかった。
- いまはどうか。暫定任意適用事業の壁がそれを阻んでいないか。

なぜ減らぬ農機事故

北海道ルポ

ある朝、夫が死んだ…

農作業中の死亡事故が深刻さを増している。農水省が発表した2006年の死亡事故発生数は391件。前年より4件減ったが、10万人当たりの発生件数は12.1件と前年を上回った。高齢化が進む農村では、安全確保は個人レベルではもう限界との声も上がる。なぜ、死亡事故は減らないのか。年間死亡者が最も多い北海道で、農機事故の実態と対策を探った。



去き農機小唄。トラクターは売り払い、中はがらんとしていた（北海道で）

個人の対策限界

北海道の耕作地帯。6時、いつものように夫のトラクターを調節して、5時前、トラクターを送り出した。しかし8時を過ぎて夫が帰らない。不安を感じたAさんは、圃場（ほじょう）にいくと、ロータリーに下身を巻き込まれ、夫は目を開いたまま冷たくなっていった。「朝ご飯、8時ね。妻のAさんは⑥は朝」

「特報」
ご意見、ご要望をお寄せください。
メールアドレス e-tokuhou@asgrinews.co.jp

「特報」
ご意見、ご要望をお寄せください。
メールアドレス e-tokuhou@asgrinews.co.jp

道府県名	2005年	06年	増減
北海道	31	28	-3
青森県	14	15	+1
岩手県	16	15	-1
秋田県	16	12	-4
山形県	8	14	+6
福島県	22	10	-12
茨城県	16	7	-9
栃木県	10	8	-2
群馬県	14	9	-5
埼玉県	10	5	-5
千葉県	9	7	-2
東京都	4	6	+2
新潟県	5	4	-1
富山県	11	11	0
石川県	7	4	-3
福井県	4	5	+1
山梨県	5	5	0
長野県	10	14	+4
岐阜県	7	7	0
静岡県	4	7	+3
愛知県	11	9	-2
岐阜県	7	11	+4
静岡県	4	10	+6
愛知県	7	14	+7
三重県	10	10	0
滋賀県	7	5	-2
京都府	14	18	+4
大阪府	22	14	-8
兵庫県	18	15	-3
奈良県	5	10	+5
和歌山県	7	7	0
徳島県	11	11	0
香川県	7	19	+12
愛媛県	10	20	+10
高知県	19	20	+1
福岡県	20	14	-6
佐賀県	11	18	+7
熊本県	7	14	+7
大分県	10	14	+4
鹿児島県	19	22	+3
沖縄県	19	22	+3
計	395	391	-4

東京都は調査の対象外
一は、件数が0～3件

目立つ「不注意」事故

06年の道府県別農機事故発生件数は、死亡事故の発生数は、05年、死亡件数が北海道に比べて10倍に増え、静岡県や新潟県の安全運動講習会を開く。一方、前年と比べて死

労災に救われた

規模を拡大し、大型機械を買い、きのきまでコストを削る。これが夫を死に追いやったとAさんは考える。3年前には18歳の娘を



事故防止に「低速車マーク」の義務付けを訴える高井 賢一

欧米では「低速車マーク」当たり前 日本でも義務付けを

北海道で長年、安全運動に取り組む道農業機械業会の高井宗宏顧問は、農家が経営者と労働者を兼ねる農業は労働基準法の適用外。漁船の船長や個人タクシーの運転手には労働者の規制があるのに、農家には何の規制もないと指摘。「国は農家の命を守ろうという気があるのか」と問う。

「特報」
ご意見、ご要望をお寄せください。
メールアドレス e-tokuhou@asgrinews.co.jp

なぜ、労災保険に入らなければならないのか。「入ってて助かった」事例を紹介。

取材の経緯

- ▶ 東京の女性農家から、夫を亡くした仲間がいるから、ぜひ事故を無くすためにも紹介してちょうだいと言われ、すぐ連絡。
 - ▶ 北海道の空知管内の農家で朝、夫がロータリーに巻き込まれたまま亡くなってしまった。娘も交通事故で亡くし、広い家にたった一人で暮らしていた。ただ、夫は厳しい経営の中でも、労災保険とJA共済をかけていた。それが妻の暮らしを支えた。農業者年金と合わせて月20万円を給付されており「夫も亡くし、お金がなければいよいよみじめ。私は本当に救われた」。
- 報道後、「すぐに労災保険に入った」という農家もいた

残された課題（労災問題を中心に）

① 労災保険の特別加入者をどう増やすか。

2021年は、基幹的農業従事者の1割程度（9.5%）。事故が多発する中で、万一の際に遺族への一生涯の補償がある労災保険の加入は急務。

② 暫定任意適用事業をどうするか

もういいかげん、撤廃すべき。従業員を1人でも雇ったら労災保険の強制適用にしなければ、万一の際は、雇用主が全額を補償しなくてはならない。1人でも雇えば労働法は適用されるのに、暫定任意適用事業（5人未満は任意加入のまま）はおかしい。

③ 「多様な農業者」をどう扱うか。

半農半X、地域おこし協力隊、JA職員、1日バイトなど多様な人材の労災加入はどうなるのか。

④ 従業員以外の個人農家の安全対策はどうなるのか。

厚労省は、農業現場で働く労働者への雇い入れ時教育、農機研修の義務化方針などを打ち出したが、肝心の個人経営の農家はどうか。安全の格差が生まれている。

農業青年の闘いで勝ち取った「労災保険」 特別加入制度を無駄にしてはならない。 (2010年1月論説から)

農業者が労災保険に入れるようになったのは1965年の労災保険法の一部改正からだ。それは静岡県のJA青年部の訴えから始まった。JA『全青協15年史』によると、当時、動力農機具が普及して事故が多発していた。刈り払い機でミカン園の下草を刈っていて折れ飛んだ刃で重傷を負った部員や、刈り払い機の実演会で手首を切って重傷の仲間がいた。耕運機の不具合で右目が失明した者もいた。「農民は治療費の支払いや休業による減収を心配しながら治療に当たらなければならない。農民にも早急に労災補償を」と立ち上がった。

命より大事なもののってあるのですか。
経済優先から命が優先される社会へ。

ありがとうございました。